

工事入札における「労務費等を明示した工事費内訳書」の提出 及び「労務費ダンピング調査」について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という。）」の改正により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等を明示した入札金額内訳書を提出しなければならないとされ、発注者はその提出された書類の内容確認等、必要な措置を講じる必要があります。

これに伴いまして、本市では令和8年5月1日以降に公告する案件から、労務費等の記載欄を追加した工事費内訳書へ様式を変更し、入札参加者の皆様には、入札時に様式変更後の工事費内訳書を提出していただくことといたします。また、労務費の適正性を調査するため、労務費ダンピング調査を実施いたします。

1 対象案件

原則として、契約検査課にて執行する競争入札の工事案件

2 工事費内訳書について

(1) 配布方法

案件ごとに設計図書とともに入札情報サービスシステムに掲載します。

(2) 提出方法

電子入札システムの入札書提出時に工事費内訳書を添付してください。

(3) 提出された入札金額内訳書の取扱い

- ・工事費内訳書を提出しない場合は失格となり、提出された内容に不備等がある場合や様式変更前の工事費内訳書を提出した場合は入札を無効とします。
ただし、労務費等の記載がない場合は、入札を無効としないこととします。
(令和9年3月31日までに公告する案件に限り、暫定的に無効としないこととします。)
- ・材料費と労務費等の区分が困難な単価等により、すべてを計上できない場合及び一部のみ計上できない場合は、未記入ではなく、「算出不能」、「計上不可」、「〇〇円（一部のみ計上）」等その旨がわかるよう記載することとします。
- ・工事費内訳書の提出は初回のみとし、再度入札時は提出を要しません。

(4) 入契法の改正により新たに入札金額内訳書に記載すべき内容

① 材料費

主要な材料費を計上してください。雑材料・建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金は計上しなくてもかまいません。

② 労務費

労務費の範囲は次のとおりとなります。

- ・基本給相当額（基本給、出来高給）
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）
- ・臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）
- ・実物給与（通勤用定期、食事の支給）

また、計上に当たっては、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上してください。市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてもかまいません。

③ 法定福利費の事業主負担額

現場労働者に関する労災保険、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て給付金含む）の法定の事業主負担額を計上してください。

④ 安全衛生経費

労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上してください。

⑤ 建退共制度の掛金

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額を計上し、対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載してください。

詳細は国土交通省ウェブサイトの「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」等を参照してください。

また、以下のウェブサイトも併せて参照してください。

国土交通省

- ・「労務費に関する基準ポータルサイト」

(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

- ・「建設業における社会保険加入対策について」

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

- ・「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて」

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target8)

(5) その他

新たに記載すべき内容（材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費、建退共制度の掛金）について、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、内訳書の該当項目には、「算出不可」と記載してください。なお、計上可能な分があれば、その金額を記載してください。また、「一部のみ計上」など、その旨が分かるように記載してください。

3 労務費ダンピング調査について

(1) 実施方法

落札候補者が提出した入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かどうかの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には書面にてその理由の確認を行います。なお、「一定水準」を下回る場合でも入札金額の内訳として記入された労務費と積算上の労務費を比較し、前者が後者を上回る場合などについては、理由の確認を省略する場合があります。なお、建築工事の労務費は、次式で労務費の推計額を算出し、比較します。

$$\text{労務費（推計額）} = \text{工事価格} \times \text{標準的な労務構成割合}$$

「標準的な労務構成割合」

居住専用住宅	居住専用住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

【出典】労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）

国土交通省 不動産・建設経済局

(2) 一定水準の設定方法

- ・土木工事の場合

$$\text{一定水準（円未満四捨五入）} = \text{当該工事の直接工事費の官積算額} \times 0.97$$

- ・建築工事の場合

$$\text{一定水準（円未満四捨五入）} = \text{当該工事の直接工事費の官積算額} \times (1 - 0.1 \text{ 又は } 0.2 (\text{※})) \times 0.97$$

(※) 一般工事：0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事：0.2

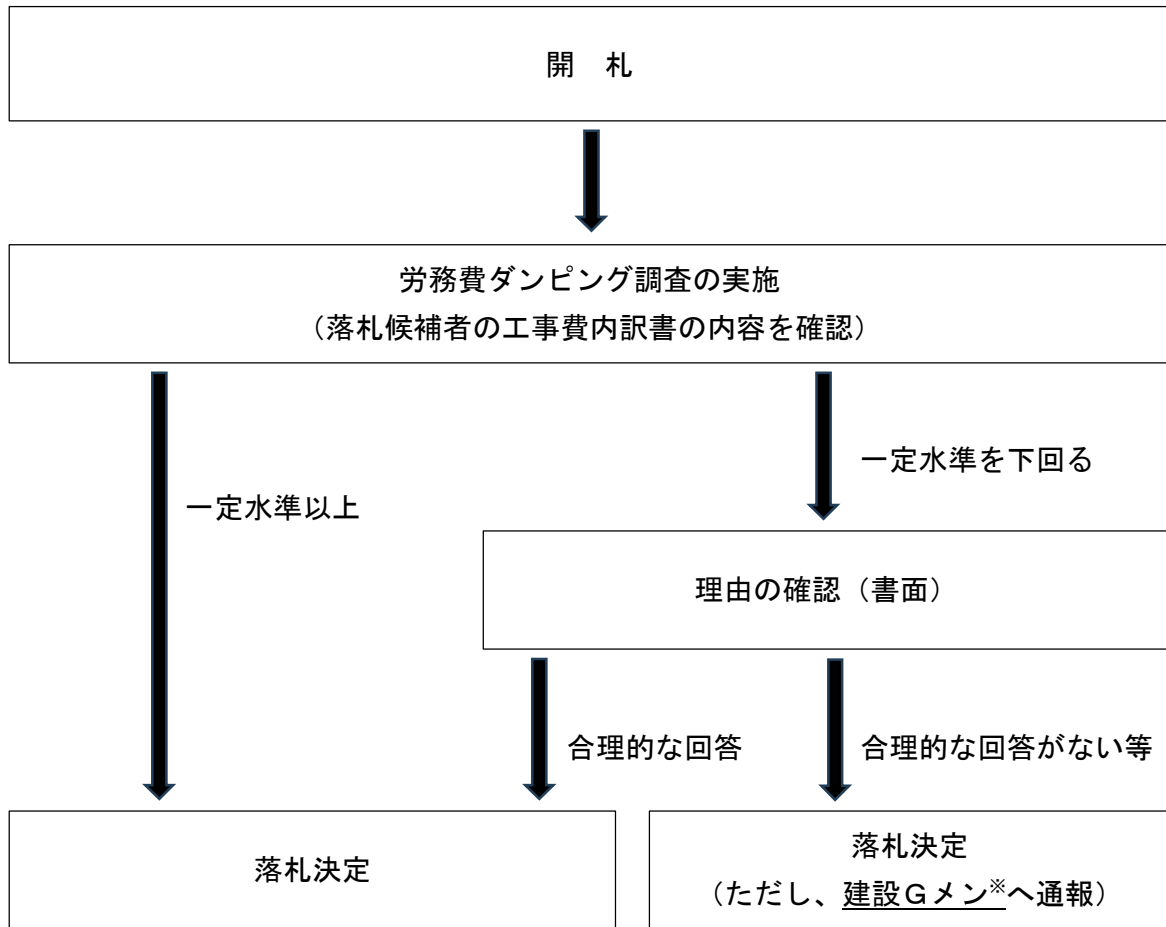
(3) 理由の確認

「労務費ダンピング調査」により一定の水準を下回った場合は、電話等で連絡しますので、指定する期日（疑義申立期間終了）までに「理由書」を提出してください。なお、理由の回答を拒んだ場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

(4) 確認結果

理由の確認の結果、合理的な回答が得られなかった場合は建設Gメン（建設業法第40条の4の規定に基づき、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、建設工事の請負に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進する取組。）に通報を行う場合があります。

<労務費ダンピング調査概略フロー>



※建設Gメンとは

○入札契約適正化相談窓口

関東地方整備局

電話：048-601-3151 内線：6695

電子メール：ktr-kensan1-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

労務費が一定水準を下回り、合理的な回答がない場合は、建設業法第40条の4に基づいて、建設Gメンによる必要な調査がなされ、その結果が公表されることとなります。

令和 年 月 日

大和市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

理 由 書

入札工事件名：

当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

--